

## 朝来市議会基本条例（逐条解説）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条）

#### 第2章 議会及び議員の責務と活動原則（第2条－第5条）

#### 第3章 市民と議会の関係（第6条）

#### 第4章 議会と市長等の関係（第7条－第10条）

#### 第5章 議会の機能強化（第11条－第15条）

#### 第6章 政務調査費（第16条）

#### 第7章 議会図書室及び議会事務局の体制整備（第17条・第18条）

#### 第8章 議員の定数及び待遇（第19条・第20条）

#### 第9章 最高規範性及び見直し手続（第21条・第22条）

朝来市議会（以下「議会」という。）は、朝来市市民（以下「市民」という。）によって選出された朝来市議会議員（以下「議員」という。）により構成される議事機関であり、市長との二元代表制の特性を活かし、市民の負託に応え、朝来市の発展と市民福祉の向上を図る使命を有している。

今日、地方分権時代を迎え、自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大している。議会は討論を通じ、その責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた議会であることが求められている。

これらを実現するために、市民により身近で、信頼される議会をつくることを決意し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守に加え、公正性と透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長等との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るため、ここにこの条例を制定する。

#### 【解説】

憲法第93条第1項には「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と、同法第2項には「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と定められており、地方公共団体にあつては、二元代表制を採用し、長（市長）と議員はそれぞれ直接選挙により選出され、その政治責任は共に住民に対し直接負うことになっています。そして、住民に対する政治的な責任を果たすために、それぞれ独立した執行機関と議事機関を組織し、公正、妥当な行政を確保するよう努めるべきものとされています。

両者は対等の立場、適度な緊張関係にあり、上下の関係なく運営を行い、相互に責任を負うこともなく、議会は長の執行権を、長は議会の自律権を尊重し合い、共に住

民の福祉向上のため責任を負う仕組みとなっています。

よって、市長は条例、予算、その他議会の議決に基づく事務を初め市の事務全般を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を、議会は議事機関として、市長から提案された重要事項について議会の議決をもって意思を決定するとともに、自らも政策を立案し提案する義務が課せられていると言えます。

地方分権時代を迎え、自治体の自己決定、自己責任の範囲は拡大しており、朝来市議会も、議会での討論を通じ、その責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、市民との対話を通じて、市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた議会を目指し、市民により身近で、市民に信頼される議会をつくることを決意し、この条例を制定するものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方分権時代にふさわしい、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応えることを目的とする。

#### 【解説】

議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を明文化することにより、議会を活性化し、市民の負託に応えることを目的として定めています。

## 第2章 議会及び議員の責務と活動原則

### (議会の責務と活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される意思決定機関であることを自覚し、次に掲げる事項により活動を行わなければならない。

- (1) 市長<sup>\*</sup>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という。）の市政運営を監視するとともに、公正性、透明性、信頼性を重視して、市民に開かれた議会を目指し活動すること。
- (2) 市民の多様な意見を把握して、必要な政策を自ら立案又は市長等に提案することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。
- (3) 市民に分かりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、朝来市議会委員会条例(平成17年朝来市条例第239号)、朝来市議会会議規則(平成17年朝来市議会規則第1号)及び議会内での申合せ事項を継続的に見直すこと。
- (4) 朝来市議会傍聴規則(平成17年朝来市議会規則第2号)に定める市民等の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民等の傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。

**【解説】**

基本的な議会の責務と活動原則として、市長等が担う市政運営を監視し、市民に開かれた議会を目指し活動すること、市民の多様な意見を把握して、議会自らも必要な政策等を立案し、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと、市民に分かりやすい議会運営を行うために、議会に係る条例等を継続的に見直すこと、市民等の傍聴意欲を高める議会運営に努めることを定めています。

※市長とは、市長個人を指しているのではなく市長という執行機関（補助機関としての職員も含む。）を意味しています。

**（議員の責務と活動原則）**

第3条 議員は、次に掲げる事項により活動を行わなければならない。

- (1) 個別的事案を含め市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (2) 市民の意見を的確に把握するとともに、政策立案及び政策提言能力の向上のため、不断の研さん及び調査研究に努め、市民の代表として誠実に職務を遂行すること。
- (3) 議会が言論の府<sup>※1</sup>であること及び合議制の機関<sup>※2</sup>であることを十分に認識し、議員相互の討議を尊重し、推進すること。
- (4) 朝来市議会議員倫理条例<sup>※3</sup>（平成17年朝来市条例第253号）を遵守すること。

**【解説】**

基本的な議員の責務と活動原則として、市民全体の福祉向上を目指して活動すること、前条で定めている「議会の責務と活動原則」である政策立案及び政策提言の能力の向上のため、不断の研さん及び調査研究に努めること、議会が言論の府及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の討議を尊重、推進すること、朝来市議会議員倫理条例を遵守することを定めています。

※1 議会におけるすべての問題は言論によって決められていることから、国会も含め議会のことを「言論の府」と呼んでいます。

※2 議会における会議原則のひとつに、「過半数議決の原則」があります。これは議会で議題となった案件の可否を決めるときは、「半数より多い数で決める」ことをいい、半数を超える賛成があれば、全会一致でなくても、それを議会全体の意思とみなす原則のことです。したがって、議会は、議題となった案件について、十分に討議を尽くし、最終的に少数意見を尊重しながら、これを吸収し賛否の意思を決定する機関であることから、「合議制の機関」と呼んでいます。

※3 朝来市議会議員倫理条例では、その目的を第1条として、次のように定めています。

第1条 この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めること

により、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民もまた市政と議会に対する正しい認識と自覚を持ち、共に公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(一般会議)

第4条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する一般会議を開催することができる。

- 2 議会は、市長等との間においても一般会議を開催することができる。
- 3 一般会議は議長が、主催する。
- 4 一般会議の運営に関しては、別に定める。

【解説】

市政の諸課題に柔軟に対応するため、定例会等や委員会という枠を越えて、特定の事項に焦点を絞り、必要に応じて、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する「一般会議」を開催することを定めています。

また、市政を担う議会と市長等が、政策形成の過程において意見及び情報を交換し、よりよい政策等が立案できるよう、市長等との間においても開催できることとしています。

この「一般会議」については、議会をより活性化し、市民と協働して、市民に開かれた、市民のための議会を目指すための重要な会議として位置付け、取り組むものです。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

【解説】

議員がより充実した議会活動ができるよう「会派」を結成することができることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加と市民との協働)

第6条 議会は、市民参加と市民協働の議会運営を行うため、情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 定例会及び臨時会のほか、議会に関する条例及び規則で定めるすべての会議を原則公開すること。
- (2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させること。

- (3) 市民からの請願及び陳情については、原則として政策提案と位置付け、その審議においては、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるように努めること。
- (4) 市民等との意見交換の場を多様に設けて、市民が議会の活動に参加できるような方策を講ずること。
- (5) 重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めること。
- (6) 議会活動について、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する議会報告会を年1回以上、開催するよう努めること。
- (7) 会議録等の公開に際しては、市民等が可能な限り自由に情報を得ることができるような方策を講ずること。

#### 【解説】

これまでの議会活動は、どちらかと言えば閉鎖的で、市民の代表たる議員のみでの活動のように市民からは捉えられていました。これらを払拭するためにも、これからは、議会が積極的に議会への市民参加を促すとともに、市民との協働により議会運営を行うことを定めています。

定例会及び臨時会のほか、議会に関する条例及び規則で定めるすべての会議を原則公開とすること、法令で定められている参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、議会の討議に反映させること、市民からの請願及び陳情は原則として政策提案と位置付け、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めること、市民が議会の活動に参加できるような方策を多岐にわたって講ずることを定めています。

更に、議会活動に関する積極的な情報公開として、各議員の議会での態度を議会広報で公表し、議員の活動を市民が評価できるよう努めること、定例会及び臨時会などについて審議の内容や過程を市民に報告するとともに、議会活動について市民と意見及び情報交換を行う場として議会報告会を年1回以上、開催すること、会議録等の公開について可能な限り自由に情報を得ることができるような方策を講ずることを定めています。

## 第4章 議会と市長等の関係

### (議会及び議員と市長等の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、常に緊張関係を保持し、活発な会議を目指さなければならない。

- 2 議会の質問は、市民に論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式で行うものとする。
- 3 議会及び議員は、市長等に対して、議会の直接的政策形成、市長等の政策形成への提言、議事機関としての審議能力の向上を目指すために、資料の提出、情報の提供、研修協力を求めることができる。
- 4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書

質問を行うことができる。この場合において、議長は、市長等に文書により回答を求めるものとする。

**【解説】**

議会審議における議員と市長等との関係は、相互に緊張感を保ち、活発な会議の実現を目指すこと、議会での質問（代表質問、一般質問及び緊急質問をいいます。）は、市民に論点及び争点を明らかにするため一問一答方式で行うことを定めています。

また、第2条、第3条で定めている議会と議員の「責務と活動原則」である「政策立案機能」を高めるため、議会及び議員が市長等に資料の提出、情報の提供、研修協力を求めることができることを定めています。

第4項では、議会の会期中及び閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書による質問ができることを定めています。

議会における議員の質問は、市の行財政全般にわたって市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるものです。これは、市民に代わって行財政の運営を監視する権能を有する議会の構成員である議員の職務を十分に果たすために与えられた議員固有の権能で、質問の時期は、議会の会期中に限られています。

そこで、議会における質問を補完するものとして、新たに文書による質問について定めるものです。

（市長による政策等の説明）

第8条 議会は、市長が重要な政策、計画、施策、事業等を策定するときは、市長に対して、議会に報告をするとともに、議会の意見を聴くよう求めるものとする。

2 議会は、市長からの政策提案の審議に当たっては、市長に対し、必要に応じて、会議録のほか、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似政策等との比較検討
- (4) 政策等策定に当たっての市民参画の有無とその内容
- (5) 総合計画上の位置付け
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる費用計算

**【解説】**

市長が重要な政策、計画、施策、事業等を策定するときは、議会へ報告するとともに、議会の意見を聴くよう議会から市長に求めることを定めています。

また、市長から政策が議会に提案され、審議する過程においては、必要に応じて会議録のほか、7つの事項について明らかにするよう、議会から市長に求めることを定

めています。

(予算及び決算における説明資料の作成)

第9条 議会は、市長に対して、予算及び決算の審議に当たって、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

**【解説】**

議会における予算及び決算については、議会での審議を尽くすことができるよう、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めることを定めています。

(法第96条第2項に規定する議決事項)

第10条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項については、別に条例で定める。

**【解説】**

地方自治法（以下「法」といいます。）第96条第2項の「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」とする規定に基づき、議決事項を別に条例で定めることとしています。

## 第5章 議会の機能強化

(討議の尊重)

第11条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長は、議員相互の討議を中心に運営を行うものとする。

2 議会は、議員提出議案、委員会提出議案、市長提出議案、市民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議員は、議員相互の討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

**【解説】**

第3条で定める「議員の責務と活動原則」のうち第3号に掲げる「議員相互の討議を尊重し、推進すること。」について、より明確にするため、「討議の尊重」という新たな条文を起し、議員相互の討議を中心に議会運営を行うこと、議員及び委員会提出議案、市長提出議案、市民提案等に関して審議し結論を出す場合は、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めること、更に、議員相互における討議を通じて合意形成を図り、議員による政策立案、政策提言等を積極的に行うことを定めています。

(委員会等の適切な運営)

第12条 議会は、多様な行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会等<sup>※</sup>の開催日数や時間数を増やすなど、積極的な運営により機動性を高めなければならない。

**【解説】**

定例会及び臨時会が、全体的な政策等について議員が一堂に会して議論をする場であるのに対して、委員会等はその専門性を活かして、適切かつ迅速な対応、詳細な議論を尽くすことができるため、委員会等の積極的な運営により、更に議会の機動性を高めることを定めています。

※「委員会等」とは、委員会及びその他議会における会議を指しています。

(調査機関の設置)

第13条 議会は、議案等の審査及び調査に当たって、必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関<sup>※</sup>を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し、必要な事項は、別に定める。

**【解説】**

法第100条の2の規定に基づき、議会に調査機関を設置できることを定めています。

法第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

※「調査機関」とは、議案の審査及び市の事務に関する調査のために設置する機関で、学識経験者等に専門的な調査をさせることにより、議会の審議機能の向上を図ることを目的としています。

(研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の審議能力、政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実強化に努めるものとする。

**【解説】**

議会において充実した審議を行うことができるよう、また政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実強化に努めることを定めています。

(広報広聴活動の充実)

第15条 議会は、議会活動に係る情報を市民に提供するため、議会広報を発行する。

- 2 議会は、市ケーブルテレビを活用して、議会中継に取り組むとともに、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用した広報活動に努めるものとする。
- 3 議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動の方策を講じるよう努めなければならない。
- 4 議会は、議員による重要な条例等の提出に当たっては、市民に情報を公開し、意見及び提案を求めるための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

**【解説】**

市民に対し積極的に議会活動について広報するため、議会広報を発行すること、市ケーブルテレビによる議会中継など情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用して広報活動に努めること、広聴活動として、市民アンケートを実施すること、議員が重要な条例等を提出した際には、市民に情報を公開するとともに、市民の意見及び提案を求めるためにパブリックコメントを行うなど、必要な措置を講じることを定めています。

## 第6章 政務調査費

### (政務調査費の執行及び説明責任)

- 第16条 議員又は会派は、朝来市議会政務調査費の交付に関する条例（平成20年朝来市条例第33号）に基づいて交付される政務調査費を有効に活用し、政策提言等のための調査研究を積極的に行わなければならない。
- 2 議員又は会派は、政務調査費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

**【解説】**

朝来市議会政務調査費の交付に関する条例に基づいて交付される政務調査費を、有効に活用するとともに、積極的に調査研究を行うこと、また、使途基準に基づいて適正に執行し、常に市民に対して説明責任を負うことを定めています。

## 第7章 議会図書室及び議会事務局の体制整備

### (議会図書室の設置)

- 第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。

**【解説】**

議員の政策立案能力の向上を図るため、議会図書室に必要な書籍等の整備をするとともに、情報通信技術を活用した機能強化と有効活用について定めています。

### (議会事務局の体制整備)

- 第18条 議会は、政策形成及び立案並びに議事機関としての審議を補助させるた

め、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

**【解説】**

議会の持つ権能を十分に発揮できるよう、議会に関する事務を処理する議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めることを定めています。

第 8 章 議員の定数及び待遇

(議員定数)

第 19 条 議員の定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数を定めた条例の改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。
- 3 前項の規定に基づき、議員が当該条例の改正案を提出する場合は、第 15 条第 3 項及び第 4 項に基づき、あらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めるよう努めなければならない。

**【解説】**

議員の定数は条例で別に定めるとした上で、改正に当たっては、市民の直接請求があった場合及び市長が改正案を提出する場合を除き、改正理由の説明を付して、議員が改正案を提出することを定めています。

また、議員が提出する場合は、市民に改正案を公開して、第 15 条第 3 項及び第 4 項で定める広聴活動の市民アンケート及びパブリックコメントを行うなど、市民の意見等を求めるよう努めることを定めています。

(議員報酬)

第 20 条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬を定めた条例の改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合及び朝来市報酬等審議会の答申に基づき市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。
- 3 前項の規定に基づき、議員が当該条例の改正案を提出する場合は、第 15 条第 3 項及び第 4 項に基づき、あらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めるよう努めなければならない。

**【解説】**

議員報酬については、条例で別に定めるとした上で、市民の直接請求があった場合及び朝来市報酬等審議会の答申に基づいて市長が改正案を提出する場合を除き、改正理由の説明を付して、議員が改正案を提出することを定めています。

また、議員が提出する場合は、市民に改正案を公開して、第 15 条第 3 項及び第 4 項で定める広聴活動の市民アンケート及びパブリックコメントを行うなど、市民の意見

等を求めるよう努めることを定めています。

## 第9章 最高規範性及び見直し手続

### (最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る他の条例、規則、告示等を制定してはならない。

#### 【解説】

この条例が、朝来市議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会に係る他の条例、規則、告示等を制定してはならないことを定めています。

### (見直し手続)

第22条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、市民に明らかにしなければならない。

2 議会は、前項の検証の結果、必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

#### 【解説】

議会は、この条例の目的が達成されているかについて検証を行い、その検証内容を市民に明らかにし、検証の結果、必要であれば適切な措置を講じることを定めています。

## 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。